

## 特定商取引法の書面交付義務の電子化に反対する会長声明

### 第1 声明の趣旨

当会は、特定商取引に関する法律が定める書面の交付義務について、電磁的方法による交付を認める法改正に反対する。

### 第2 声明の理由

2020年11月9日に開催された、規制改革推進会議第3回成長戦略ワーキング・グループにおいて、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）上の特定継続的役務提供における概要書面及び契約書面の電磁的方法による交付を可能とすべきことが問題提起され、消費者庁は、デジタル化を促進する方向で適切に検討を進めたい旨回答した。

その後、消費者庁は、2021年1月14日の内閣府消費者委員会本会議において、特定商取引法の書面交付義務について、オンライン取引か対面取引かを問わず、また、特定継続的役務提供に限らず、通信販売を除く全取引類型について電磁的方法による交付を可能とする方向で検討しており、今通常国会に提出予定の特定商取引法の改正法案で改正を行う予定である旨を明らかにした。

しかし、訪問販売や訪問購入は、事業者がその場で契約書面を作成し紙面で交付することが可能であり、電磁的方法による交付を可能にする必要性も合理性も認められない。

また、特定商取引法は、不招請勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれが強い契約類型について、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで、消費者保護を図っているところ、安易に電磁的方法による交付を認めることはそのような消費者保護の機能を形骸化するものである。

例えば、特定商取引法における契約書面には、クーリング・オフの権利が存在することを赤字・赤枠・8ポイント以上の活字で記載しなければならない、クーリング・オフの権利の存在を誰でも容易に認識できるようにしている。契約書面が交付されることで、親族等が契約の存在を知り、被害回復の端緒となることも多い。

これに対し、契約書面の電磁的方法による交付を認めた場合、消費者がクーリング・オフの期間内に、スマートフォンの小さな画面で、保存された契約書面のファイルを開けて、クーリング・オフの権利や、勧誘において説明されていない

不利な契約条項を改めて確認することは、書面と比較すると容易ではなく、被害に遭っても気が付かないままにクーリング・オフ期間を経過する危険性が強く、親族等周囲の人間が被害に気が付くことも困難となる。

なお、消費者庁は、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法による交付を認めることを検討している。しかし、書面交付義務やクーリング・オフ等の権利は、契約内容や権利を十分に認識していない消費者を保護するためのものであり、電磁的方法による交付を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとしても、真意に基づく承諾とは考えられず、このような要件で契約書面等の電磁的方法による交付を認める考え方は、消費者保護の制度趣旨に反する。

よって、当会は、特定商取引法が定める書面交付義務について、電磁的方法による交付を認めることには反対である。

2021年（令和3年）3月10日

佐賀県弁護士会  
会長 富永洋一